

ほご 保護のしおり

りょう かんが かと
(ご利用を考えている方へ)

とうがねしやくしよ しゃかいふくしか ほごがかり しやくしよ かい
東金市役所 社会福祉課 保護係 (市役所1階)

とうがねしひがしいわさき
〒283-8511 東金市東岩崎1-1

でんわ
電話 0475-50-1166 (直通) ちよくつう

たんとう
担当: 

■ 生活保護とは

生活保護は、資産や能力など、あらゆるものを活用しても生活が維持できないときに、健康で文化的な最低限度の生活（憲法第25条）ができるように支援する制度です。（生活保護法第1・2条）

生活保護では、「世帯」を一つの単位として扱います。

ここでの世帯とは、「一緒に居住し、生計をともにしている状態」をいいます。住民票上は別の世帯であったり、血縁や婚姻関係がなかったりしても、一つの世帯として見ることもあります。

また、入院や入所、出稼ぎなどを行っている方も、状況によっては出身世帯に含まれます。係員に詳しい状況を伝えて、どのような取扱いになるか確認してください。

世帯の人数や年齢をもとに、1ヶ月に必要な「最低生活費」を算定し、その金額をどうしても賄えなければ、不足する部分を生活保護で補います。例えば、最低生活費が10万円で、収入が6万円なら、不足する4万円を生活保護で補います。

さいていせいかつひ 最低生活費	
しゅうにゅう ねんきん しおくり きゅうりょう 収入（年金、仕送、給料など）	せいかつほご 生活保護

- 収入を得るために必要な経費があれば、収入から差し引きます。
- 過去に発生した借金や滞納は、生活保護では考慮されません。

それらの返済などで苦しければ、分納や債務整理、自己破産なども検討する必要があるでしょう。

■ 法律で決められた要件

まず、日本国籍を持つ「国民」であることが要件です。（生活保護法第1条）
規定の在留資格（永住者、定住者など）を持つ外国籍の方は、在留カードなどに記載された住所で、生活保護とほぼ同じ措置が受けられます。

また、

- ・資産や能力など、あらゆるものを活用すること
 - ・扶養義務者の扶養（援助）を優先して受けること
 - ・生活保護以外の手当や制度を優先して利用すること
- が要件です。（生活保護法第4条）

なお、暴力団員の方は、原則として生活保護を受けられません。

※過去に所属歴があっても、現在所属していなければ大丈夫です。

（1）資産

不動産、預貯金、証券、生命保険、自動車、貴金属など、活用できる余分な資産は、売却や処分、返却をしていただきます。処分価値が低く、一般に広く普及している物は、引き続き保有できます。

早まって売却や処分をしてから、「実は処分する必要がなかった」ということにならないように、まず係員の説明を受けてください。

- ・ローン住宅を保有しながらの生活保護は、原則として認められません。
- ・貴金属は、処分価値に関わらず保有できません。
- ・借りた物も、保有しているとみなされます。
例えば、借りた車や貴金属も制限の対象になります。
- ・現在住んでいる不動産や、特定の用途のみに使う自動車などは、条件つきで保有が認められることもあります。
- ・換金までに時間がかかるなどの理由ですぐに活用できない資産があれば、申し出てください。

(2) 能力

勤労は国民の義務です。(憲法第27条)

働ける方は、能力に応じて働いてください。

失業中の方は、十分な量の求職活動をしてください。

病気や障害などで働けなければ、その改善が優先されます。

(3) 扶養

親族(親子、兄弟姉妹など)の援助を受けられる場合は、優先して受けてください。(民法第877条)

この援助は、可能な範囲で行うものであり、援助できる親族がいることで即生活保護が利用できなくなるものではありません。

生活保護の申請後は、担当者が親族の住所を調べ、援助できるか(しているか)を確認する手紙を送ります。

親族が近隣に住んでいれば、そのご自宅へ伺います。詳しい調査が必要であれば、親族の住む市町村に調査を依頼することもあります。

親族から暴力を受けて逃げているなど、調査をされては困る事情があれば、申し出てください。

(4) 手当や制度

他の制度(年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、障害者の各種手当など)の給付を受けられる場合は、優先して受けてください。

- 手に入るまでに時間がかかるなどの理由ですぐに活用できない手当などがある場合は、申し出てください。

■ 生活保護を受けるには

(1) 相談

来所または電話での相談で、生活の様子を可能な限り詳しく伝えてください。
生活保護について詳しい説明や助言を受け、必要であれば申請してください。

(2) 申請

本人による書面での申請が原則ですが、病気などで意思を確認できなければ、
家族や親族が代理で申請できます。
調査や審査に必要な資料も、可能な限りで用意してください。
決定までに通院や入院が必要であれば、お早めに申し出てください。

(3) 調査

市の職員がご自宅に伺ったり、金融機関や親族などの関係先に問い合わせたり
して、生活保護を利用できるかを調査します。

(4) 決定

14日以内（調査に日時を要する場合でも最長30日以内）に、生活保護を受け
られるかを決定します。

(5) 開始

生活保護が開始されると、毎月生活保護費が支給されます。
原則として、初回は現金で手渡し、その後は指定された口座へ振り込みます。
医療費や介護費、給食費など、**現物支給**（商品やサービスを提供した相手に、
市から代金を直接支払うこと）となるものもあります。

生活保護を受けている世帯には、ケースワーカー（担当員）が定期的に伺い、
自立のための助言と指導を行います。

ケースワーカーの指導には、従う義務があります。

■ 生活保護の種類

生活保護では、生活に必要な費用に応じて、次の扶助が支給されます。
最低限度の支給なので、金額や条件が細かく決められています。

(1) 生活扶助

一人一人の年齢に応じて算定した「食費・被服費」と、世帯の人数に応じて合算した「光熱水費・家具什器費ほか」が支給されます。

重い障害を持つ方や未成年のいる世帯、母子世帯などには、障害の程度や人数に応じて加算がつくことがあります。

(2) 住宅扶助

家賃や地代などが、定められた基準内で必要なだけ支給されます。

共益費や管理費、地区の会費などは対象外です。

(3) 教育扶助

小中学校の学用品代や給食費などが支給されます。

給食費は現物支給となります。

(4) 医療扶助

指定の病院や薬局にかかったときは、一般に健康保険が適用されるものであれば、全額が現物支給されます。

治療に必要な道具や、施術（整体やマッサージなど）も、支給の対象となることがあります。

(5) 介護扶助

介護サービスを利用したときは、一般に介護保険が適用されるものであれば、全額が現物支給されます。

受けられるサービスの限度は、介護保険での取り決めとおりです。

(6) 出産扶助

出産の費用が、定められた基準内で必要なだけ支給されます。

(7) 生業扶助

高校や専門学校にかかる費用、仕事に必要な技能や資格の習得にかかる費用、仕事を始めるときに必要な経費などが、定められた額の範囲内で必要なだけ支給されます。

(8) 葬祭扶助

世帯員が亡くなったときの葬儀の費用などが、定められた基準内で必要なだけ支給されます。

(9) その他

- 被災したときの衣類や布団代
- 住所不定の状態から新たに居を定めたときの家具代
- 常時失禁状態になったときのおむつ代

など、臨時に必要なとなる費用も、定められた基準内で必要なだけ支給されることがあります。

項目が多岐にわたるので、生活の状況をうかがい、対象になりそうなものがある場合はご案内します。

さいご 最後に

せいかつ ほご さいていげんど せいかつ ほしょう せいど う けんり
生活保護は、最低限度の生活を保障する制度ですが、受ける「権利」とともに
ぎむ せいやく
「義務」や「制約」もあります。

しよるい たんとういん せつめい さんこう せいかつ ほご しんせい ふく なに
この書類や、担当員の説明を参考に、生活保護の申請を含めてこれから何をす
べきかを、よく かんが きて 決めてください。

せいかつ ほご う いし う じょうたい く
また、生活保護を受ける意思がなかったり、受けられる状態になさそうでも、暮
らしか仕事のごとこで こんま せいかつ こんきゆうしゃじりつしえんほう もと そうだん しえん
らしか仕事のごとこで困っていれば、「生活困窮者自立支援法」に基づく相談・支援
せいど むりよう りよう
制度を、無料で利用できます。

とうがねし いたく う ほうじん く かた じよげん せいど せつめい
東金市の委託を受けた法人が、暮らし方を助言したり、いろいろな制度の説明や
あんない はしわた せいど
案内をしたりといった橋渡しをする制度です。

げんきん しきゆう じょうきよう りよう けんとう
現金が支給されることはありませんが、状況により利用をご検討ください。

(メモ欄)